

第 368 回滋賀県内水面漁場管理委員会 会議要録

1. 日 時 令和 8 年 3 月 9 日 (月) 10 時 00 分 ~ 11 時 45 分
2. 場 所 大津合同庁舎 7A 会議室
3. 出席委員 林 英志 亀甲 武志 中野 博仁 武友 博次
佐野 昇 池田 廣美 三浦 公孝 池田 則之
4. 事務局職員 牧野事務局長 佐野主任書記 西森書記 関書記
橋本書記
5. 説明員 水産課 松田課長 三枝参事 上垣課長補佐
佐野主幹 (兼務) 大前副主幹 草野主査
水産試験場 酒井場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 林 英志 印

署名委員 亀甲 武志 印

署名委員 中野 博仁 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 10時00分

牧野事務局長 　　ただ今から、第 367 回滋賀県内水面漁場管理委員会を開催します。本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長の牧野でございます。よろしくお願いします。

　　本日は須藤委員と田辺委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻ご出席の委員は8名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただいております。漁業法第173条において準用する同法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを報告いたします。

　　それでは、議事の進行につきまして、会長よろしくお願いします。

林会長 　　ただいまから368回の滋賀県内水面漁場管理委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は亀甲委員と中野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

　　それでは、協議事項に入ります。“漁業権の資源管理の状況等の報告および令和8年度内水面第5種共同漁業権漁場における目標増殖量について”について、水産課から説明をお願いします。

(1) 協議事項

- ア 漁業権の資源管理の状況等の報告および
令和8年度内水面第5種共同漁業権漁場における目標増殖量について
事務局説明 佐野主任書記

林会長 　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

池田廣美委員 　　今、増殖指針について説明をいただきましたが、私ども姉川上流漁協としては、目標値に達していないということでここ数年大変心苦しく思っているところです。なんとか指針に沿って放流をしたいと思いながら運営をしていますが、今年の決算におきましても、令和7年度で24万円ほどの赤字が出ています。3年続けての赤字決算になります。総会ではこのままでいいのかと組合員から相当な厳しい意見が出ています。このような状況ですので、指針に沿って放流量を増やすということがまずできない状況です。何とか経営を立て直すことができれば、指針に沿ってやっていきます。

池田則之委員

今現在、醒井養鱒場にはアマゴも少ない状況です。今年はこのような事情だと、釣り人にも説明して何とかやっていますが、来年度は醒井養鱒場で計画どおり生産できるのですか。見通しを先に言っていたかかないと、計画を立てても実行できない言うことになりかねませんので。

佐野主任書記

今回、委員会開催に先だち、醒井養鱒場の県漁連に確認したところ、令和7年の採卵についてはイワナ・アマゴともに通常通り生産できたと聞いております。秋に放流する満1歳種苗については、何事もなければとの前提があるものの、通常年どおりの放流ができる状況にあると返事はいただいています。令和6年生まれのイワナについてはすべて処分をしましたので、大型の種苗を求めておられる漁協の要望には応えられない部分も出てくるのかもしれませんが、現状ではアマゴもイワナも目標増殖量およびその上乘せ分については何とか供給できるだろうと聞いています。

池田則之委員

今年の放流分について、足りない分を県外から導入して放流する段取りをしているのですが、それらを放流実績に入れてもいいですか。かねてから県外産はダメだと聞いていましたが。

佐野主任書記

県外産種苗の取り扱いについては、県で規定を作っているわけではありません。ただ、水産庁の技術的助言の中で、在来個体群の遺伝的多様性の保全のため、放流に際しては留意されたい旨記載されていますので、県としても、このことに留意していただきたいと考えています。

溪流魚に関しては今申しましたとおりですが、アユに関しましては、もう一つ上乘せがありまして、近年、海産アユの養殖を県内で行っているとの話を耳にすることがありますが、滋賀県漁業調整規則におきまして、アユは許可なく移植ができない魚種となっています。これは、湖産アユを県内に再び放流することはできるけれども、県外産のアユを滋賀県内に許可なく放流することはできないということです。海産アユを許可なく県内に放流すると、滋賀県漁業調整規則違反になりますので、ご注意くださいと思います。

ご質問いただいたのは溪流魚に関してなので、調整規則による罰則等はありませんが、技術的助言の内容に留意していただきたいということになります。

林会長 皆さんが苦勞して増殖されているのが、ひしひしと感じられます。アユは高い。コイは放流できない。ウナギも高い。大変ですけども、一生懸命頑張っているということで、目標増殖量を見ても、極端に下げているところはありません。

他に意見はございませんか、特に異議もないようですので、ただいま説明のありました目標増殖量につきましては原案のとおり定めて公示することとします。

それでは、2番目の協議事項に入ります。「コイヘルペスウイルス蔓延防止のための委員会指示について」水産課と事務局から説明をお願いします。

(1) 協議事項

イ コイヘルペスウイルス蔓延防止のための委員会指示について

水産課説明 草野主査

事務局説明 佐野主任書記

林会長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言をお願いします。毎年のことですからね。全国内水面漁場管理委員会連合会でもとことん言ってきましたけれども、結局国は、引き続き委員会指示を出してくれということです。

林会長 よろしいですか。それではコイヘルペスウイルス蔓延防止のための委員会指示につきましては、事務局案のとおりといたします。

次に報告事項に入ります。「アユ資源の状況について」、水産試験場から説明をお願いします。

(2) 報告事項

ア アユ資源の状況について

水産試験場説明 酒井場長

林会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

林会長 アユは大型ミジンコを食べるのですか。

酒井場長 特に春以降、大型ミジンコが餌の主体になります。

林会長 それは調べたのですか。

酒井場長 これまでにアユの消化管内容物が調べられていて、特に春以降はよく出てくるといことです。

林会長 よろしいですか。ないようでしたら次に参ります。「滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画について」水産課から説明をお願いします。質問等は一括でお願いします。

(2) 報告事項

- イ 滋賀県内水面漁業振興計画と滋賀県淡水真珠振興計画について
水産課説明 大前副主幹 草野主査

林会長 ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見、ご質問等があれば発言願います。

林会長 何年か前に琵琶湖再生法が議員立法でできましたが、それに沿ってこの計画は立てられているのですか。それに向かっているのですか。そこらあたり教えてください。

草野主査 これらの計画は農業水産業基本計画に沿って立てられているものでして、法律の内容も一部関係してくるところもあると認識しています。

上垣課長補佐 補足します。琵琶湖再生法に基づく計画として琵琶湖保全再生計画というものがあり、この計画も同時に見直しになっています。次は第3期であり、ちょうど今県議会で議論されているところです。内容についてはこの内水面の計画および真珠の計画と合致するものとなっており、その精神は同じだと考えています。

林会長 他によろしいでしょうか。

中野委員 内水面委員会と直接関係するかわかりませんが、琵琶湖の西岸側では、1月から3月にかけて、夜間にヘッドライトを付けたたくさんの遊漁者が投網を投げたり網ですくったりしてワカサギを獲っています。大阪のスーパーなどで売られているワカサギは琵琶湖産を見かけることが多く、琵琶湖でワカサギが増えているのではない

かと思います。以前、ワカサギがアユの稚魚を食べるとも聞きました。ワカサギは元々琵琶湖にいない外来種だと思いますが、餌プランクトンの競合もあると思いますし、今後アユに影響を及ぼす恐れもあると思います。ワカサギの増加の推移や、対策等について考えているのでしょうか。

酒井場長

今ご指摘いただいたように、琵琶湖のワカサギは元々琵琶湖にいなかった魚とされています。たしか平成8年から漁獲統計に挙がるくらいに漁獲が増えました。

その当時我々も、琵琶湖で突然ワカサギが増えてきたので、ワカサギがアユに対して何か競争関係があって、アユを減らしてしまうことになるのではないかと心配して、様々な調査を行いました。その調査の中ではワカサギの基礎的な生態なども調べまして、産卵時期が冬場であること、生まれた仔魚が5月、6月頃まで沿岸を中心に分布していること、餌はプランクトン食、大きくなるとアユよりもより深いところ水深50から70メートルも利用することがわかってきました。アユに対して心配される影響の一つとして、ワカサギが直接アユを食べてしまうことがあることがわかりました。11月頃、アユがふ化してまだ小さいときに、ワカサギはその時ほぼ親になっていますので、ヒウオを食べます。ちょうどその時期にアユとワカサギの生息場所が重なっているということもわかりました。しかし、生活史全般で見ると、分布が重なる時期があるものの、すれ違っている期間も結構多く、アユ資源を減らしてしまうほどの影響はないだろうとみています。

ここ3年程アユ資源が非常に少ない状況にありますが、その大きな理由は、記録的な猛暑で産卵が順調にできなかったことと、生まれてすぐ食べる餌ノープリウスの発生状況が悪かったのではないかと、そのあたりに注目してしまっていて、ワカサギとの関係で悪影響を被っているとは今のところみていません。

ワカサギを今後どうするのかというところですが、県としては移入種ですので、漁業資源として利用されてはいるものの、今のところ積極的に増やしていく、増殖していくという立場はとっていません。遊漁者の方々がワカサギの親魚を獲りに来ていますが、ルールの範囲内でやっていただいているとの認識で、今は静観している状況です。

林会長

他にないようですので、以上で第368回滋賀県内水面漁場管理委

員会を終了いたします。